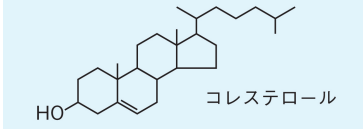
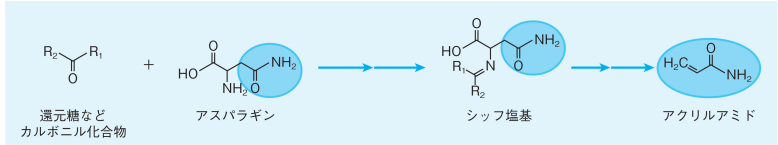
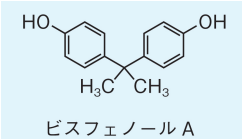


正 誤 表

「衛生薬学 基礎・予防・臨床」(第3版第2刷)

下記の箇所にて誤りがございました。謹んでお詫びし訂正いたします。また、一部情報の更新をいたします。

頁	行, 箇所	誤	正																																																																		
98	下から 14 行目	13 疾病	14 疾病																																																																		
99	表 2-20	<p>(定期 A 類疾病予防接種の行を以下に差し替え)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象疾病</th> <th>ワクチン</th> <th>分類</th> <th>対象年齢(標準的な接種時期)</th> <th>回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ジフテリア 百日咳 破傷風 ポリオ(急性灰白髄炎)</td> <td>ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ混合ワクチン(DPT-IPV)</td> <td>トキソイド(ジフテリア, 破傷風) 不活化ワクチン(百日咳, ポリオ)</td> <td>・生後 3 ヶ月～7 歳 6 ヶ月(3～8 週間隔で 3 回, その約 1 年後に 1 回)</td> <td>・4 回</td> </tr> <tr> <td>ジフテリア・破傷風混合ワクチン(DT)</td> <td>トキソイド</td> <td>・11～13 歳(11～12 歳)で 1 回</td> <td>・1 回</td> </tr> <tr> <td>麻疹 風しん</td> <td>麻疹・風しん混合ワクチン(MR)</td> <td>生ワクチン</td> <td>・生後 12～24 ヶ月未満で 1 回, その後 5 歳以上 7 歳未満であって小学校就学前 1 年間(4/1～3/31)に 1 回</td> <td>・2 回</td> </tr> <tr> <td>日本脳炎</td> <td>日本脳炎ワクチン</td> <td>不活化ワクチン</td> <td>・生後 6～90 月未満(3 歳のときに 2 回(1～4 週で 2 回), その約 1 年後に 1 回). さらに 9～13 歳未満(9～10 歳)で 1 回</td> <td>・4 回</td> </tr> <tr> <td>定期 A 類疾病予防接種</td> <td>結核</td> <td>BCG ワクチン</td> <td>生ワクチン</td> <td>・標準的には生後 5 ヶ月～8 ヶ月の間に接種</td> <td>・1 回</td> </tr> <tr> <td></td> <td>Hib(ヒブ)感染症</td> <td>Hib(ヒブ)ワクチン</td> <td>不活化ワクチン</td> <td>・生後 2 月～5 歳未満(生後 2 月～7 月に開始し, 4～8 週間の間隔を置いて 3 回, その 7 ヶ月～13 ヶ月後に 1 回)</td> <td>・4 回</td> </tr> <tr> <td></td> <td>肺炎球菌感染症(小児がかかるものに限る)</td> <td>小児用肺炎球菌ワクチン(沈降 13 価肺炎球菌結合型ワクチン)</td> <td>不活化ワクチン</td> <td>・生後 2 月～5 歳未満(生後 2 月～7 月に開始し, 4 週間隔で 3 回, 生後 12～15 ヶ月未満に 4 回目)</td> <td>・4 回</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ヒトパピローマウイルス感染症</td> <td>HPV ワクチン</td> <td>不活化ワクチン</td> <td>・小学 6 年生～高校 1 年生相当の女子(中学 1 年生に初回接種を受け, 1～2 ヶ月の間隔をあけて 2 回目, 初回接種の 6 ヶ月後に 3 回目)</td> <td>・3 回</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水痘</td> <td>水痘ワクチン</td> <td>生ワクチン</td> <td>・1 歳～3 歳(生後 12 月～生後 15 月)に 1 回接種, その 6 ヶ月～12 ヶ月後にさらに 1 回接種)</td> <td>・2 回</td> </tr> <tr> <td></td> <td>B 型肝炎(母子感染予防を除く)</td> <td>B 型肝炎ワクチン</td> <td>不活化ワクチン</td> <td>・生後 2 月～12 月未満(生後 2 月に開始し, 27 日の間隔を置いて 2 回目, 1 回目から 139 日の間隔を置いて 3 回目)</td> <td>・3 回</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ロタウイルス感染症</td> <td>ロタウイルスワクチン</td> <td>生ワクチン</td> <td>・生後 2 ヶ月～4 週間間隔</td> <td>・3 回 (5 価の場合) ・2 回 (1 価の場合)</td> </tr> </tbody> </table>		対象疾病	ワクチン	分類	対象年齢(標準的な接種時期)	回数	ジフテリア 百日咳 破傷風 ポリオ(急性灰白髄炎)	ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ混合ワクチン(DPT-IPV)	トキソイド(ジフテリア, 破傷風) 不活化ワクチン(百日咳, ポリオ)	・生後 3 ヶ月～7 歳 6 ヶ月(3～8 週間隔で 3 回, その約 1 年後に 1 回)	・4 回	ジフテリア・破傷風混合ワクチン(DT)	トキソイド	・11～13 歳(11～12 歳)で 1 回	・1 回	麻疹 風しん	麻疹・風しん混合ワクチン(MR)	生ワクチン	・生後 12～24 ヶ月未満で 1 回, その後 5 歳以上 7 歳未満であって小学校就学前 1 年間(4/1～3/31)に 1 回	・2 回	日本脳炎	日本脳炎ワクチン	不活化ワクチン	・生後 6～90 月未満(3 歳のときに 2 回(1～4 週で 2 回), その約 1 年後に 1 回). さらに 9～13 歳未満(9～10 歳)で 1 回	・4 回	定期 A 類疾病予防接種	結核	BCG ワクチン	生ワクチン	・標準的には生後 5 ヶ月～8 ヶ月の間に接種	・1 回		Hib(ヒブ)感染症	Hib(ヒブ)ワクチン	不活化ワクチン	・生後 2 月～5 歳未満(生後 2 月～7 月に開始し, 4～8 週間の間隔を置いて 3 回, その 7 ヶ月～13 ヶ月後に 1 回)	・4 回		肺炎球菌感染症(小児がかかるものに限る)	小児用肺炎球菌ワクチン(沈降 13 価肺炎球菌結合型ワクチン)	不活化ワクチン	・生後 2 月～5 歳未満(生後 2 月～7 月に開始し, 4 週間隔で 3 回, 生後 12～15 ヶ月未満に 4 回目)	・4 回		ヒトパピローマウイルス感染症	HPV ワクチン	不活化ワクチン	・小学 6 年生～高校 1 年生相当の女子(中学 1 年生に初回接種を受け, 1～2 ヶ月の間隔をあけて 2 回目, 初回接種の 6 ヶ月後に 3 回目)	・3 回		水痘	水痘ワクチン	生ワクチン	・1 歳～3 歳(生後 12 月～生後 15 月)に 1 回接種, その 6 ヶ月～12 ヶ月後にさらに 1 回接種)	・2 回		B 型肝炎(母子感染予防を除く)	B 型肝炎ワクチン	不活化ワクチン	・生後 2 月～12 月未満(生後 2 月に開始し, 27 日の間隔を置いて 2 回目, 1 回目から 139 日の間隔を置いて 3 回目)	・3 回		ロタウイルス感染症	ロタウイルスワクチン	生ワクチン	・生後 2 ヶ月～4 週間間隔	・3 回 (5 価の場合) ・2 回 (1 価の場合)
対象疾病	ワクチン	分類	対象年齢(標準的な接種時期)	回数																																																																	
ジフテリア 百日咳 破傷風 ポリオ(急性灰白髄炎)	ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ混合ワクチン(DPT-IPV)	トキソイド(ジフテリア, 破傷風) 不活化ワクチン(百日咳, ポリオ)	・生後 3 ヶ月～7 歳 6 ヶ月(3～8 週間隔で 3 回, その約 1 年後に 1 回)	・4 回																																																																	
	ジフテリア・破傷風混合ワクチン(DT)	トキソイド	・11～13 歳(11～12 歳)で 1 回	・1 回																																																																	
麻疹 風しん	麻疹・風しん混合ワクチン(MR)	生ワクチン	・生後 12～24 ヶ月未満で 1 回, その後 5 歳以上 7 歳未満であって小学校就学前 1 年間(4/1～3/31)に 1 回	・2 回																																																																	
日本脳炎	日本脳炎ワクチン	不活化ワクチン	・生後 6～90 月未満(3 歳のときに 2 回(1～4 週で 2 回), その約 1 年後に 1 回). さらに 9～13 歳未満(9～10 歳)で 1 回	・4 回																																																																	
定期 A 類疾病予防接種	結核	BCG ワクチン	生ワクチン	・標準的には生後 5 ヶ月～8 ヶ月の間に接種	・1 回																																																																
	Hib(ヒブ)感染症	Hib(ヒブ)ワクチン	不活化ワクチン	・生後 2 月～5 歳未満(生後 2 月～7 月に開始し, 4～8 週間の間隔を置いて 3 回, その 7 ヶ月～13 ヶ月後に 1 回)	・4 回																																																																
	肺炎球菌感染症(小児がかかるものに限る)	小児用肺炎球菌ワクチン(沈降 13 価肺炎球菌結合型ワクチン)	不活化ワクチン	・生後 2 月～5 歳未満(生後 2 月～7 月に開始し, 4 週間隔で 3 回, 生後 12～15 ヶ月未満に 4 回目)	・4 回																																																																
	ヒトパピローマウイルス感染症	HPV ワクチン	不活化ワクチン	・小学 6 年生～高校 1 年生相当の女子(中学 1 年生に初回接種を受け, 1～2 ヶ月の間隔をあけて 2 回目, 初回接種の 6 ヶ月後に 3 回目)	・3 回																																																																
	水痘	水痘ワクチン	生ワクチン	・1 歳～3 歳(生後 12 月～生後 15 月)に 1 回接種, その 6 ヶ月～12 ヶ月後にさらに 1 回接種)	・2 回																																																																
	B 型肝炎(母子感染予防を除く)	B 型肝炎ワクチン	不活化ワクチン	・生後 2 月～12 月未満(生後 2 月に開始し, 27 日の間隔を置いて 2 回目, 1 回目から 139 日の間隔を置いて 3 回目)	・3 回																																																																
	ロタウイルス感染症	ロタウイルスワクチン	生ワクチン	・生後 2 ヶ月～4 週間間隔	・3 回 (5 価の場合) ・2 回 (1 価の場合)																																																																
121	図 4-4	<p>(以下に差し替え)</p> <p>◆ 図 4-4 ホモシスチン尿症</p>																																																																			
167	表 1-10 アルギニンの略号	(A)	(R)																																																																		

頁	行, 箇所	誤	正
238	図 1-93	(コレステロールの構造式を以下に差し替え)  コレステロール	
254	下から 11 行目	1 g	1 kg
261	上から 3 ~ 4 行目	高齢者の年齢区分を 50 歳 ~ 64 歳, 65 歳 ~ 74 歳, 75 歳以上に分けた	高齢者の区分を 65 歳 ~ 74 歳, 75 歳以上とするために, 年齢区分を 50 歳 ~ 64 歳, 65 歳 ~ 74 歳, 75 歳以上の 3 つに分けた
268	下から 1 行目	男性 8.0g/ 日未満, 女性 7.0g/ 日未満	男性 7.5g/ 日未満, 女性 6.5g/ 日未満
324	図 2-17	(以下に差し替え)  還元糖など カルボニル化合物 アスパラギン シッフ塩基 アクリルアミド ◆図 2-17 アクリルアミドの生成過程	
335	図 2-25	2. キサンチン系着色料	2. キサンチン系着色料
462	図 1-35	FCH ₃ CO ₂ H モノフルオロ酢酸	FCH ₂ CO ₂ H モノフルオロ酢酸
466	図 1-40	(ビスフェノール A の構造式を以下に差し替え)  ビスフェノール A	
537	上から 8 行目	国際放射線防御委員会	国際放射線防護委員会
636	上から 5 行目	(a - b)	(b - a)
637	上から 18 行目	(a - b)	(b - a)
661	表 5-1 タイトル	2018 年 4 月 1 日一部改正	2018 年一部改正, 2021 年一部改正
	表 5-1 揮発性有機化合物 キシレンの基準	870 µg/m ³ 以下であること	200 µg/m ³ 以下であること

(2021.8 株式会社 南江堂)